

法 科 大 学 院 （総合法制専攻） 自 己 評 価 報 告 書

I	法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴・・・	2
II	分析項目ごとの水準の判断	
	分析項目Ⅰ 教育の実施体制 ・・・・・・・・・・	3
	分析項目Ⅱ 教育内容 ・・・・・・・・・・	8
	分析項目Ⅲ 教育方法 ・・・・・・・・・・	15
	分析項目Ⅳ 学業の成果 ・・・・・・・・・・	20
	分析項目Ⅴ 進路・就職の状況 ・・・・・・・・	25
III	改善への取組状況 ・・・・・・・・・・	27

I 法科大学院（総合法制専攻）の教育目的と特徴

1. [教育目的]

本学の中期目標が「高度専門職業人の養成」を掲げたことに対応して、本法科大学院は法学理論と法実務の両面に関する「優れた法曹」を養成することを基本的な教育目的として掲げる。一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っており、「優れた法曹」の内容も多様でありうるが、本法科大学院の考える「優れた法曹」とは、それらすべての職種について共通して求められる、以下の①から⑥の能力・資質を備えたものを指している。すなわち、①現行法体系全体の構造を正確に理解している、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができる、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察することができる、④緻密で的確な論理展開をすることができる、⑤他人とのコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）をもっている、⑥知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚している、といった能力と資質を備えているものである。本法科大学院は、このような人材の養成を目指している。

この基本的な目的を実現するために、本法科大学院は、以下の具体的な目的を立てている。

- (1) 教育実施体制面では、法学理論と法実務との架橋を実現するために、経験豊富な実務家教員を配置する。また同時に、本学の中期目標が、教育実施体制面での目標に「男女共同参画社会形成への貢献」を掲げたことに対応して、男女共同参画社会の実現に向けて、女性教員比率の向上にも努める。
- (2) 教育内容・方法面では、2ないし3年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育内容と教育方法を整えるために、全ての法律基本科目と多くの実務基礎科目を必修として「優れた法曹」の養成に適切なカリキュラムを編成し、また、本学の中期目標が「少人数教育」を教育の基本方針として掲げたことに対応して、積極的に少人数・対話型双方向授業を取り入れる。
- (3) 成果面では、厳格な成績評価に基づく進級制を採用することにより、十分な資質を備えた法曹のみを輩出し、法曹三者を中心とした関係者の期待に応える。進級制の運用に際しては、本学の中期目標が特に強調している「厳格で公正な成績評価」を保障する体制を整備する。

2. [特徴]

本法科大学院は、法学研究科内の一専攻（総合法制専攻）であると同時に、実務法曹や企業法務で活躍する高度専門職業人としての法律実務家の養成を目的として、平成16年度に開設された専門職大学院である。

本法科大学院の教育の特徴として、次の諸点を挙げることができる。

- ① 論的基礎の確実な修得——「優れた法曹」を養成するため、その教育において、理論的基礎を確実に修得させることを重視している。
- ② 争解決の実態に即応した総合的・横断的な法律基本科目の編成——法律基本科目に関して、第1年次では、憲法・行政法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法という科目ごとに基本的・体系的知識の確実な修得を図り、第2年次では、分野横断的な内容を取り扱う「実務民事法」、「実務刑事法」及び「実務公法」の3科目を配置し、理解の深化と能力の涵養を図っている。
- ③ 法学教育における実務と理論の架橋——実務経験が豊富であるばかりでなく、理論面にも秀でた、多くの法曹を実務家教員として配置している。
- ④ 実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実——研究者教員・実務家教員の多様性を反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関して充実した授業科目を開設している。

II 分析項目ごとの水準の判断

分析項目 I 教育の実施体制

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1 基本的組織の編成

(観点に係る状況)

本法科大学院（総合法制専攻）は、大学院法学研究科の中の一専攻であるが、他専攻からは区別された独自の学生定員を設けている。また、教員組織は、法科大学院専任教員、法学研究科の他の 2 専攻に属する兼任教員及び他大学等に所属する兼任教員から成るが、法科大学院専任教員は全員、大学院法学研究科の専任教員としての地位を有する。

1. 学生定員と現員

学生定員と現員は平成 23 年 5 月 1 日現在で次の表のとおりである（【資料 1-1-1】）。L1 年次生（法学未修者）が定員を下回るのは、入学者選抜において 80 名の定員のうち、L1 年次生 25 名と L2 年次生 55 名を目途に入学させることとしているためであり、また L2・L3 年次生が定員を上回っているのは平成 21 年度までの入学定員が 100 名であったことに加えて、原級留置（留年）者を含むためである。

【資料 1-1-1：学生定員と現員】

定 員	現員（平成 23 年 5 月 1 日現在）
入学定員 80	L1 年次生 29
	L2 年次生 88
	L3 年次生 90
収容定員 260	計 207

(出典：専門職大学院係調べ)

本法科大学院は、平成 22 年度入学者から、入学定員を 1 学年 80 名（法学既修者 55 名程度、法学未修者 25 名程度）に削減することとした。本法科大学院における教育改善策の 1 つとして、少人数教育の充実化を図ることとしたこと、および、全国的な問題である法科大学院全体の入学定員の適正化に対応する必要があったことがその理由である。

2. 教員組織の構成

教員組織につき、平成 23 年 5 月 1 日現在の教員（講師以上）66 名、内訳は、専任教員 25 名（みなし専任教員 3 名を含む）、兼任教員（法学研究科他専攻所属）15 名、兼任教員（外部非常勤講師）26 名である（後掲【資料 1-1-3】参照）。法律基本科目専任教員数、科目群ごとの専任教員数は、次の表のとおりである（【資料 1-1-2】）。本法科大学院は、専門職大学院としての教育を担うに相応しい資質を備えた教員を十分に配置している。

【資料 1-1-2：専任教員の配置】

科目 職	法 律 基 本 科 目							法律実務 基礎科目	基礎法・ 隣接科目	展開・先端 科目	計
	憲法	行政法	民法	商法	民訴	刑法	刑訴				
教 授	1	1	3	1	2	3	2	7	3	7	30
准教授	1	0	1	1	0	0	0	0	1	3	7
講 師	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	2	1	4	2	2	3	2	7	4	10	37

(註：法律基本科目の担当教員が、法律実務基礎科目、基礎法・隣接科目、展開・先端科目を担当することがあるため、合計教員数は延べ人数となり、専任教員数の実数とは一致しない。)

(出典：専門職大学院係調べ)

本法科大学院の特徴は、実務経験が豊富で、かつ、理論面にも秀でた実務家教員を多数配置し、理論と実務の架橋を目指す教育体制を整えている点にある。実務家教員は、他の法科大学院に比較しても、充実しているといえ、専任教員 6 名（派遣裁判官 1 名、派遣検察官 1 名を含む）に加え、兼任教員においても多数の法曹実務経験者（派遣裁判官 1 名を含む）を擁している（【資料 1-1-3】）。

【資料 1-1-3：教員組織の構成、学外兼任教員数】

区 分	教 授	准教授	講 師	計	法曹実務経験者
専任教員	13	6	0	19	0
実務家・専任教員	3	0	0	3	2
専任ではあるが他専攻の専任教員	0	0	0	0	0
実務家・みなし選任教員	3	0	0	3	3
兼任教員（他専攻の教員）	6	9	0	15	
兼任教員（他大学等の教員等）	0	0	26*	26	

（註*：派遣裁判官 1 名、その他法曹実務経験者 15 名を含む）

（出典：専門職大学院係調べ）

また、法学研究科全体として、21 世紀 COE「男女共同参画社会の法と政策」およびこれに続くグローバル COE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」を推進する傍ら、法学教育における男女共同参画の実践を行っている。そのなかで、法科大学院の専任教員に占める女性教員の割合は 25 名中 5 名で約 20%、兼任教員を加えると 40 名中 8 名で約 20%となっており、大学全体の平均値 6.5%を大きく上回っている。

観点 1-2 教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制

（観点に係る状況）

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）の体制、内容・方法と実施状況

本法科大学院では、FD 委員会が、平成 17 年度に教員授業参観制度を設け、各教員の相互評価を通じて、自己の担当する授業の質的向上を図っている。平成 18 年度は前・後期各 1 回、1 か月弱の参観期間を設けて実施したが、平成 19 年度以降は、特に期間を設けず授業期間中を通じて、教員が事前に申し出た上で他の教員の授業を自由に参観できることとしている。

【別添資料 1：諸委員会等構成・分担】

【別添資料 2：法科大学院 FD・教員授業参観制度 実施要領】

（出典：専門職大学院係資料）

さらに、FD 委員会のもとで、FD 懇談会や、各種 FD 研修会等への教員の派遣や学外からの講師を招いた FD 講演会の開催等を通じて、少人数・対話型双方向授業の実践例や他大学の教育改善の取り組みを学び、また、教員の相互授業参観を通じて、教員間で優れた授業の実践例の共有化を行っている。FD の実施状況は次の表のとおりである（【資料 1-2-1】）。

【資料 1-2-1：ファカルティ・ディベロップメントの実施状況】

平成 22 年度（学外）

日付	出張理由	出張先	出張者
平成 22 年 6 月 4 日(金)	平成 22 年度国立九大学法科大学院長会議	メルパルク名古屋	芹澤英明教授
平成 22 年 6 月 4 日(金)	平成 22 年度国立九大学法科大学院長会議	メルパルク名古屋	佐藤隆之教授
平成 22 年 6 月 12 日(土)	法科大学院協会総会	学習院大学	佐藤隆之教授
平成 22 年 8 月 18 日(水)	法科大学院協会民事系教員研修	司法研修所本館 3 階 中会議室 A（埼玉県和光市）	久保野恵美子准教授
平成 22 年 9 月 10 日(金)	法科大学院協会刑事系教員研修	司法研修所本館 3 階 中会議室 A（埼玉県和光市）	成瀬幸典教授
平成 22 年 12 月 18 日（土）	法科大学院協会総会・法科大学院修了生職域問題シンポジウム	専修大学	佐藤隆之教授

平成 23 年度(学外)

日付	出張理由	出張先	出張者
平成 23 年 6 月 12 日(日)	法科大学院協会総会	TKP 東京駅日本橋 ビジネスセンター	佐藤隆之教授
平成 23 年 8 月 18 日	法科大学院協会民事系教員研修	司法研修所本館 3 階 中会議室 A（埼玉県和光市）	坂田宏教授
平成 23 年 9 月 9 日	法科大学院協会刑事系教員研修	司法研修所本館 3 階 中会議室 A（埼玉県和光市）	成瀬幸典教授

平成 22 年度（学内）

○講演会

日付	開催内容	会場
平成 22 年 9 月 30 日(木)	「千葉大学法科大学院の現状と課題」 講師：林陽一千葉大学教授（千葉大学法務研究科長）	エクステンション教育研究棟 講義室 301
平成 23 年 3 月 2 日（水）	「京都大学法科大学院における臨床法学教育の充実について」 講師：潮見佳男京都大学教授（京都大学法科大学院長）	エクステンション教育研究棟 演習室 308

東北大学法科大学院（総合法制専攻） 分析項目Ⅰ

○授業参観・共同授業

日付	開催内容	会場
平成 22 年 11 月 8 日 (月)	民法・民事訴訟法専攻教員による共同授業の 試行（その 1）－債権者代位権について	エクステンシ ョン教育研究 棟講義室 301
平成 22 年 11 月 15 日（月）	民法・民事訴訟法専攻教員による共同授業の 試行（その 2）－LLP 法について	エクステンシ ョン教育研究 棟講義室 301
平成 23 年 1 月 19 日 (水)	東北大学法科大学院・仙台弁護士会法科大学院 部会合同授業参観	エクステンシ ョン教育研究 棟講義室 201・301

平成 23 年度（学内）

○懇談会

日付	開催内容	会場
平成 23 年 9 月 14 日（水）	教員による授業の実践例の紹介と意見交換	法学研究科 小会議室

○講演会

日付	開催内容	会場
平成 23 年 6 月 7 日（水）	「リーガル・クリニック運営のための弁護士設立に ついて」 講師：関根攻客員教授（長島・大野・常松法律事務所 顧問）	エクステンシ ョン教育研究 棟演習室 308

○授業参観・共同授業

日付	開催内容	会場
平成 23 年 5 月 11 日（水）	カリキュラム等委員会主催 「教員のための手引き」説明・研修会	法学研究科 小会議室

（出典：専門職大学院係）

2. 学生による授業評価

本法科大学院では、開設当初の平成 16 年度より、学生による授業評価アンケートを、毎学期、すべての授業科目で実施している。アンケートの結果については、集計後、各教員の授業内容の向上に役立つよう、直接個々の教員に紙媒体で配布している。また、集計結果の全体平均を算出して各教員に配布し、個々の教員が自己の結果とそれを比較することによって、改善点を見出すことができるように配慮している。さらに、この集計結果の全体平均については、TKC 教育研究支援システムを通じて、その結果を、本法科大学院に所属している教員・事務職員・学生が閲覧できる状態にしている。なお、授業内容の改善等のために、学生による授業評価をより積極的に活用するため、平成 22 年度からは、各教員が、アンケート結果に対して所見を作成し、それを公開することとした。

（２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

教員構成において、女性比率、研究・教育・実務歴に配慮した上で、経験豊富な実務家教員を多数配置すると同時に、研究者教員と実務家教員との協同による教育を実施できる体制を整えている。また、教員の配置を総合してみると、科目群間のバランス、年齢構成と女性教員比率、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡の取れたものであり、教育上必要な教員が置かれているといえる。とりわけ、裁判所・検察庁からの派遣教員をはじめとして、実務経験の豊富な専任及び兼任教員を多数擁し、理論と実務の架橋が図られている（観点 1－1）。教育内容、教育方法の改善のために、ファカルティ・ディベロップメント、教員相互による授業参観、学生による授業評価等の制度が整えられ、着実に実施されており、さらにこれを実施するための組織化が行われている（観点 1－2）。

以上のことを総合すると、「法学理論と法実務との架橋を実現するために、経験豊富な実務家教員を配置し、また、男女共同参画社会の実現に向けて、女性教員比率の向上に努める」という教育実施体制面での目的に照らして、本法科大学院の教育実施体制は極めて優れたものといえ、関係者の期待する水準を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅱ 教育内容

（１） 観点ごとの分析

観点２－１ 教育課程の編成

（観点に係る状況）

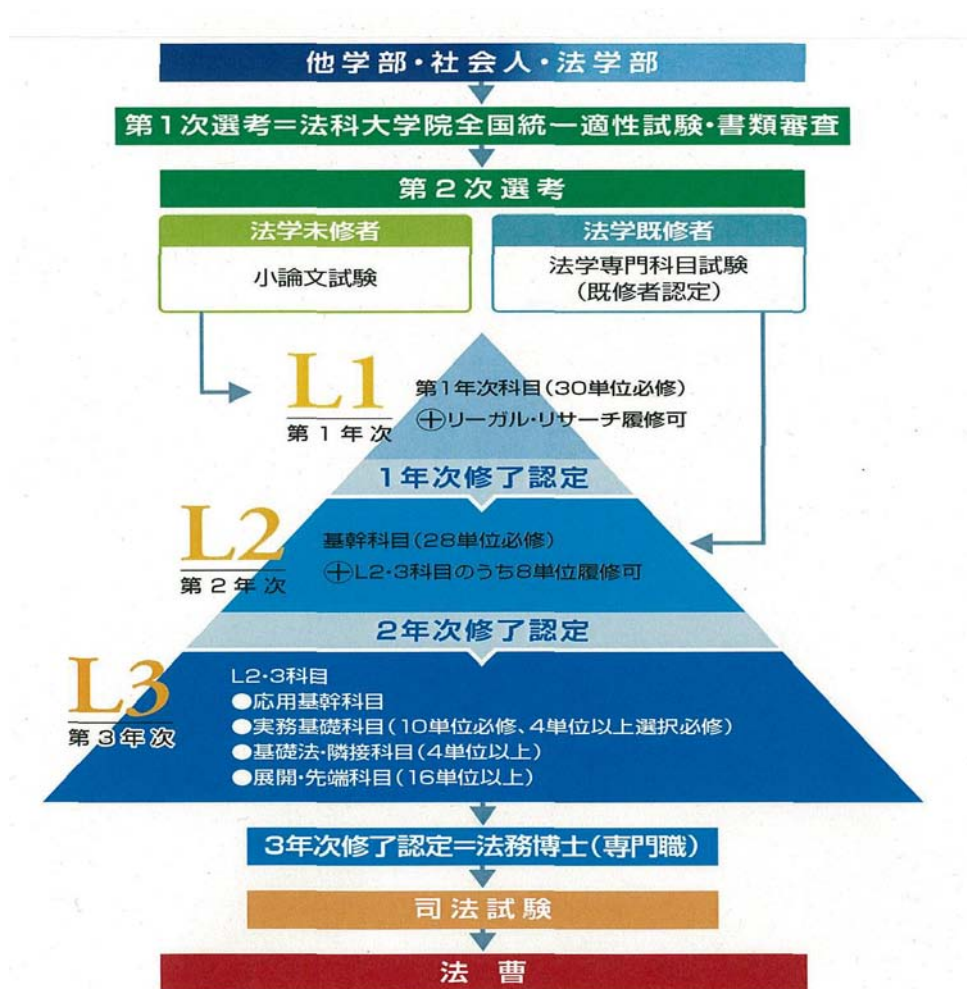
１．教育課程の内容・構成

本法科大学院は、２年または３年間で、現行法体系全体の構造を正確に理解する能力、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力、緻密で的確な論理展開能力、他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた“優れた法曹”を養成するために必要な広範な法分野を体系的に編成したカリキュラムを編成している。

① カリキュラムの概要

課程修了要件は、平成 22 年度（未修）入学者から、第 1 年次科目 30 単位、基幹科目 28 単位、実務基礎科目のうち必修科目 10 単位及び選択必修科目 4 単位以上、基礎法・隣接科目 4 単位以上、及び展開・先端科目 16 単位以上の修得を含む 96 単位以上の修得である。カリキュラムの概要は次の表のとおりである（【資料 2-1-1】）。

【資料 2-1-1：カリキュラムの概要】



（出典：平成 23 年度法科大学院パンフレット）

② 授業科目の配置、必修・選択科目の配分

授業科目の配置は次の表のとおりである（【資料 2-1-2】【別添資料 3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数】）。

【資料 2-1-2：授業科目の配置】

修了要件： 各科目群から必要とされる単位の合計 96 単位（法学既修者については合計 66 単位）
L1 科目 （30 単位必修，リーガル・リサーチ 2 単位履修可）
憲法（4 単位）／行政法（2 単位）／民法Ⅰ（4 単位）／民法Ⅱ（4 単位）／民法Ⅲ（4 単位）／刑法（4 単位）／商法（4 単位）／民事訴訟法（2 単位）／刑事訴訟法（2 単位）
L2 科目 （2 年次における最大履修登録単位数は合計 36 単位）
基幹科目 （28 単位必修）： 実務民事法（14 単位）／実務刑事法（8 単位）／実務公法（6 単位） 実務基礎科目，基礎法・隣接科目，展開・先端科目 （L2・3 科目）から 8 単位まで選択
L2・3 科目 （3 年次における最大履修登録単位数は合計 44 単位）
応用基幹科目： 応用憲法（2 単位）／応用行政法（2 単位）／応用民法（2 単位）／応用刑法（2 単位）／ 応用商法（2 単位）／応用民事訴訟法（2 単位）／応用刑事訴訟法（2 単位） 実務基礎科目 （10 単位必修、4 単位以上選択必修）： 法曹倫理（2 単位）／民事・行政裁判演習（3 単位）／刑事裁判演習（3 単位）／民事要件 事実基礎（2 単位）／リーガル・クリニック（2 単位）／ローヤリング（2 単位）／エクス ターンシップ（2 単位）／模擬裁判（2 単位）／リーガル・リサーチ（2 単位 L1、L2 配当） ／刑事実務基礎演習（2 単位）／刑事実務演習Ⅰ（2 単位）／刑事実務演習Ⅱ（2 単位）／ 刑事実務演習Ⅲ（2 単位）／民事法発展演習（2 単位） 基礎法・隣接科目 （4 単位以上）： 日本法曹史演習／西洋法曹史／実務法理学Ⅰ、Ⅱ／実務外国法／ヨーロッパ法（EU 法）／ 現代アメリカの法と社会／法と経済学／外国法文献研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ 展開・先端科目 （16 単位以上）： 医事法／環境法Ⅰ＊、Ⅱ＊／金融商品取引法／金融法／経済法Ⅰ＊、Ⅱ＊／企業法務演習Ⅰ、 Ⅱ／商取引法演習／民事執行・保全法／倒産法＊／応用倒産法＊／実務労働法Ⅰ＊、Ⅱ＊／ 社会保障法／知的財産法Ⅰ＊、Ⅱ＊／知的財産法発展＊／租税法基礎＊／少年法・刑事政策 ／国際法発展＊／国際法発展演習＊ 国際人権・刑事法／トランスナショナル情報法／実務 国際私法Ⅰ＊、Ⅱ＊／ジェンダーと法演習／リサーチペーパー ＊は司法試験選択科目対応科目

（出典：法科大学院学生便覧）

【別添資料 3：開講科目一覧・授業担当者・履修者数（平成 23 年度）】

（出典：専門職大学院係調べ）

本法科大学院では、法学未修者（以下、L1 年次という）に対して第 1 年次科目として、憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法を開講して、1 年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行っている。

次に、第 2 年次（以下、L2 年次という）には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法、商法、民事訴訟法を融合した実務民事法、刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法、憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。これらの授業科目では、伝統的な学問分野・専門科目に細分化せず、民事法・刑事法・公法という大くくりの枠組のなかで、研究者教員のみならず実務家教員を含めて複数の教員が協同して担当しており、裁判実務・会社法務等を常に念頭に置きつつ、実務的及び理論的観点から総合的な教育を施すことを通じて、法曹としての基本的な能力を涵養することとしている。また、平成 23 年度より、「応用憲法」ほか全 7 科目（うち 2 科目まで選

択可能）を開設し、法律基本科目に関する基礎的知識の定着、事案解決能力の錬成、表現力の向上を図ることとした。このことにより、従来からの課題であった3年次における法律基本科目の継続的教育が可能となった。

本法科大学院では、2単位につき15授業時間を標準とし、各時間の内容と成績評価基準を明記する統一的書式のシラバスを用意している。

【別添資料4：シラバスの例（刑事訴訟法・平成23年度）】

（出典：平成23年度法科大学院シラバス）

2. 授業時間割

本法科大学院は、少人数・対話型双方向授業を基本とするため、クラス授業制を実施しており、1クラスの受講者数は50名を基本としてきたが、前述のとおり（観点1-1参照）、平成22年度入学者から1学年の学生定員を80名に削減することとしたため、現在では、L1年次で1クラス25名程度、L2年次の必修科目で1クラス40名程度×2というより少人数編成での授業が可能となっている。

また、授業時間割は、クラス授業制に従って、次の表のとおり編成されており（【別添資料：授業時間割】）、実際の授業時間割の例として次の表のようなものが考えられる（【資料2-1-3】）。

【別添資料5：授業時間割（平成23年度後期）】

（出典：平成23年度法科大学院シラバス）

【資料2-1-3：授業時間割】

L2年次					
	月	火	水	木	金
1 8:50~ 10:20		実務 刑事法	実務 公法	民事要件 事実基礎	実務 民事法
2 10:30~ 12:00	実務 民事法	実務 民事法	実務 民事法	実務 刑事法	実務 公法
3 13:00~ 14:30					実務 外国法
4 14:40~ 16:10					
5 16:20~ 17:50					実務 法理学Ⅰ
6 18:00~ 19:30					

L3年次					
	月	火	水	木	金
1 8:50~ 10:20	刑事裁判 演習				応用民法
2 10:30~ 12:00					応用民法
3 13:00~ 14:30			刑事裁判 演習		
4 14:40~ 16:10	社会 保障法	民事・行政 裁判演習			経済法Ⅰ
5 16:20~ 17:50			民事法 発展演習		倒産法
6 18:00~ 19:30		ローヤ リング			

（出典：平成23年度法科大学院パンフレット）

観点2-2 学生や社会からの要請への対応

（観点に係る状況）

1. 法学部以外の出身者、社会人経験者への門戸開放

本法科大学院においては、学生や社会の要請に対応しうる入学者選抜試験を実施しており、法学部以外の出身者や社会人経験者に門戸を開いており、実際にも次の表のとおり入学者の経歴は多様性を示している（【資料2-2-1】）

【資料 2-2-1：他学部・社会人入学生】

区 分	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度
入 学 定 員	80	80	100
入 学 者 数	77 (17)	79 (13)	102 (17)
うち、法学未修者	26 (6)	23 (6)	46 (7)
うち、法学既修者	51 (11)	56 (7)	56 (10)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	34 (7)	31 (4)	43 (7)
うち、他大学出身者	53 (11)	47 (6)	79 (11)
入学定員に占める 入学者数の率	0.96	0.98	1.02
入学者数に占める他学部 出身者または社会人経験者 の率	0.44	0.39	0.42
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.68	0.59	0.77

(出典：専門職大学院係調べ)

本法科大学院は、高度な専門職業人の養成という設置の趣旨から、法科大学院において開講されている授業科目について、法学部学生及び他専攻の学生等の履修を認めていない。また、厳格な進級制度を実効たらしめ、授業の予習・復習の時間を十分に確保するために、L1 年次 32 単位、L2 年次 36 単位、L3 年次 44 単位の履修単位の上限を定めており、単位互換を認めていない。なお、後述のとおり（観点 4-1 参照）、平成 22 年度未修入学者からは、進級要件を厳格化し、必修科目である第 1 年次科目及び第 2 年次の基幹科目について、そのすべての単位を取得するとともに、その成績の単位加重平均値が 65 点を超えない者については、進級を認めないこととした。

同様に、厳格に少人数・対話型双方向教育を実施するため、科目等履修生の履修も認めていない。また、留学プログラムの整備・実施についても、2 ないし 3 年の短期間で高度な専門職業人を養成するという法科大学院の制度的制約からして、留学を行う時間的余裕に乏しいため実施していないが、入学者選抜において、留学経験を含めた多様な社会的経験を加点事由とすることにより、国際的視野を持った学生の確保等に配慮している。

2. キャリア教育・インターンシップ

キャリア教育・インターンシップについては、専門職大学院の設置趣旨に即して、充実した授業科目を開講している。それは、リーガル・クリニック（模擬法律相談）、ローヤリング（模擬法律相談・交渉演習）、エクスターンシップ（法律事務所研修）、模擬裁判、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習であり、履修状況は次の表のとおりである（【資料 2-2-2】）。このうち、エクスターンシップは、学外の実際の法律事務所で実務研修を行うものであり、それ以外の科目は、学内で弁護士・検察官・裁判官の教員が実務に携わる者に要求される基本的な知識や技能に関する教育を行うものであるが、いずれの科目も、経験豊富な専任及び兼任の実務家教員が担当しており、最高水準のキャリア教育と呼ぶにふさわしい内容となっている。

【資料 2-2-2：キャリア教育・インターンシップの実施状況】

科 目 名	単 位 数	担 当 者	受講者数 (H23)
民事・行政裁判演習	3	信濃教授 佐々木(洋)講師 三輪講師	90 (45×2 クラス)
刑事裁判演習	3	宮田教授 丹羽講師 伊藤講師 翠川講師	87 (44×1 クラス) (43×1 クラス)
リーガル・クリニック	2	官澤教授 関根客員教授	10
ローヤリング	2	佐藤(裕)教授	44 (A クラス 22) (B クラス 22)
エクスターンシップ	2		10 (集中講義 10 クラス)
官澤教授クラス(2)		官澤教授	
官澤教授・ 佐藤 (裕) クラス(2)		官澤教授 佐藤(裕) 教授	
官澤教授・ 伊東講師クラス(2)		官澤教授 伊東講師	
官澤教授・ 内田講師クラス(1)		官澤教授 内田講師	
官澤教授・ 佐々木講師クラス(1)		官澤教授 佐々木(洋) 講師	
官澤教授・河井講師 ・藤田 (浩) 講師クラス(1)		官澤教授 河井講師 藤田(浩) 講師	
官澤教授・ 黒田講師クラス(1)		官澤教授 黒田講師	
模擬裁判	2	宮田教授 廣瀬講師 翠川講師	15

(出典：専門職大学院係調べ)

なお、カリキュラム外のキャリア支援の取り組みとして、平成 19 年度より、法科大学院運営委員会のもとに就職担当（平成 22 年度より進路委員会）を設け、平成 19 年 9 月からこれまでに多くの就職説明会や関連講演会を開催してきた。また、仙台弁護士会の協力の下に卒業生・在校生の就職支援も行っている。

【資料 2-2-3：キャリア支援のための説明会・講演会開催状況】

○ 連続講演会の実施状況
(平成 22 年度)

月日	時間	会場	講師	講演内容
平成 22 年 6 月 24 日(木)	18:00～ 20:00	法科大学院 第 4 講義室	押見和彦弁護士(ひかり法律事務所) 佐瀬充洋(第 63 期司法修習生)	夢をかなえるために - 法科大学院で どう学ぶか
平成 22 年 7 月 8 日 (木)	18:00～ 19:30	法科大学院 第 4 講義室	佐藤奈津検事(盛岡地方検察庁)	刑事実務最前線
平成 22 年 7 月 14 日(水)	18:00～ 19:30	法科大学院 第 4 講義室	岩渕健彦弁護士(岩渕・玉山法律事務所)	企業再生の手法

東北大学法科大学院（総合法制専攻） 分析項目Ⅱ

平成 22 年 9 月 1 日 (水)	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 301	庄司智弥弁護士(鎌田健司法律事務所)	少年事件最前線
平成 22 年 10 月 14 日(木)	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	赤石圭裕 佐藤英樹 須佐千春 半澤茜	合格者と語る会

(平成 23 年度)

月日	時間	会場	講師	講演内容
平成 23 年 6 月 22 日(水)	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	前田拓馬弁護士(いしのまき法律事務所) 齋藤隆広(64 期司法修習生・2010 年修了生)	法科大学院でどう学ぶか—修習・弁護実務の経験から
平成 23 年 7 月 13 日(水)	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	市野井哲也裁判官(仙台地方裁判所裁判官)	ある若手裁判官の経験談
平成 23 年 8 月 3 日 (水)	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	中田孝司弁護士(勅使河原協同法律事務所)	東日本大震災に起因する法律問題
平成 23 年 8 月 29 日(月)	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	山崎未生検事(福島地方検察庁)	検察実務について
平成 23 年 10 月 (予定)	18:00～ 19:30	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A		合格者と語る会(仮)

○就職支援説明会
(平成 22 年度)

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
平成 22 年 9 月 16 日(木)	15:00～ 17:00	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	15:00～15:30 山田大仁弁護士・東北大学法科大学院修了生 15:30～16:00 谷村武則裁判官・東北大学教授 16:00～16:30 宮田誠司検察官・東北大学教授 16:30～17:00 質疑応答	・裁判官・検察官・ 弁護士・研究者の 就職のプロセス、 ノウハウなどの説明

（平成 23 年度）

月日	時間	会場	プログラム	実施内容
平成 23 年 9 月 16 日（金）	15:00 ～ 17:00	エクステン ション教育 研究棟講義 室 201A	15:00～15:30 中田孝司弁護士・東北大学法科大 学院修了生 15:30～16:00 信濃孝一・東北大学教授 （元裁判官） 16:00～16:30 宮田誠司検察官・東北大学教授 16:30～17:00 質疑応答	・裁判官・検察官・ 弁護士・研究者の 就職のプロセス、 ノウハウなどの 説明

（出典：専門職大学院係調べ）

また、本法科大学院に対する社会の要請を把握し、それに対応すべく、前に述べたとおり（観点 1-2 参照）、学外有識者による外部評価を受けているほか、本法科大学院の教育を社会に広報を兼ねて、オープン・キャンパスを仙台と東京で毎年 1 回行い、参加者との質疑応答、アンケートを実施している。

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

法律基本科目に関しては、2 年次において、伝統的な学問分野・専門科目に細分化せず、民事法・刑事法・公法という大きくりの枠組で理論教育を行ったうえで、3 年次において、細分化された伝統的な科目割によって、知識の深化を図る教育を行うという多層的な授業科目編成を行っている。また、各科目群にわたり研究者教員と実務家教員が協同して科目を担当するなど、理論と実務の架橋を図り優れた法曹を養成する体制を整備している。L2・3 年次に、法律基本科目と実務基礎科目を配していることは、“優れた法曹”の養成及び理論と実務の架橋という観点に照らして、的確な教育課程の編成といえる。さらに、展開・先端科目を多数配置していることは、社会の高度化に対応した教育課程の編成といえる（観点 2-1）。

他学部出身者、社会人経験者に対して門戸を開き、実際にも積極的に受け入れて、法学未修者（L1 年次）を 1 年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えさせる教育課程編成を行っていること、エクスターンシップ（法律事務所研修）を初めとして充実したキャリア教育・インターンシップ関連授業科目を揃えていることから、学生や社会からの要請にも充分に応える教育課程への配慮がなされている（観点 2-2）。

以上のことを総合すると、「2 ないし 3 年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育内容を整えるために、全ての法律基本科目と多くの実務基礎科目を必修として『優れた法曹』の養成に適切なカリキュラムを編成」という教育内容に関する目的に照らして、本法科大学院の教育内容は極めて優れたものといえ、関係者の期待を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅲ 教育方法

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1 授業形態の組合せと学習指導法の工夫

(観点に係る状況)

1. 少人数教育を重視した授業形態・学習指導法

本法科大学院では、講義形態の授業に加え、演習が開講されている。

演習科目に限らず、講義科目においても、開設以来、少人数教育を実施してきたが、平成 22 年度における学生定員の削減に伴い、1 年次配当科目は 30 名程度を、基幹科目をはじめとする必修科目については、1 クラス 40 名から 50 名を標準とするクラス授業を行っている（【資料 3-1-1】）。

【資料 3-1-1：クラス編成】

(平成 23 年 5 月 1 日現在)

クラス名	L1	L2	L2-2
人数 (22 年度)	31	52	51
人数 (23 年度)	29	44	44

(出典：専門職大学院係調べ)

教育方法については、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられている。法律基本科目をはじめ多くの科目においては、少人数による双方向・多方向の討論を実施しているほか、実務基礎科目である法曹倫理やリーガル・リサーチにおいては、TKC 教育研究支援システムを通じて、研究者教員と実務家教員が協力して作成した独自の教材を提供するなど、適切な教材を用いることによって、専門的な法知識、思考能力、法曹としての必要な種々の能力の育成を図っている。

2. TA 等の教育補助者の活用

本法科大学院生に対する授業外での学修支援として、研究大学院の後期課程の学生を TA として採用しているほか、研究大学院を修了した助教による学習指導を実施している（【資料 3-1-2】）。

【資料 3-1-2：TA 等の教育支援者の配置】

○平成 22 年度法科大学院担当 TA 一覧			○平成 23 年度助教一覧		
身 分	T A	担当科目	氏 名	専 門	採用年月日
博士後期課程	1	憲法 I	岩本 学	国際私法	平成 21 年 10 月 1 日
〃	2	春季補習ゼミ	小野 昇平	国 際 法	平成 21 年 4 月 1 日
〃	3	春季補習ゼミ	伊藤 吉洋	商 法	平成 22 年 4 月 1 日
			河北 洋介	憲 法	平成 23 年 4 月 1 日
			佐俣 紀仁	国 際 法	平成 23 年 4 月 1 日
			櫻井 博子	民 法	平成 23 年 7 月 1 日
			堀見 裕樹	国 際 法	平成 23 年 7 月 1 日

(出典：庶務係まとめ)

3. 授業形態・学習指導法に応じた教室等の活用

平成 22 年 7 月 27 日にエクステンション教育研究棟が完成し、従来、キャンパス内に分散していた各施設・設備が一箇所に集約され、より充実した学びの環境が整備された。

授業形態・学習指導にあわせた教室等の活用につき、本法科大学院は、【別添資料】のとおり、大講義室、中講義室、演習室を授業規模に応じて活用している。必修科目のクラス授業では中講義室を用い、選択科目の講義と演習では人数に応じた講義室を用いているほか、模擬裁判では模擬法廷室を活用し、リーガル・リサーチではノート・パソコンとネットワークを介して授業を行っている。また、必修科目においては、学生の席を固定することにより、教員と学生間の双方向・多方向形式での講義の充実化を図っている。

【別添資料 6：施設配置図】

(出典：専門職大学院係資料)

4. 開設授業科目別の授業担当者と履修者数

開設授業科目別の授業担当者と履修者数は上記別添資料 3 のとおりであり（【別添資料 3：開設科目別の授業担当者と履修者数（平成 23 年度）】）、法律基本科目に属する必修科目の第 1 年次科目及び第 2 年次の基幹科目については、民事訴訟法（兼任教員）、民法Ⅲ（兼任教員との共同授業）、実務公法（兼任教員との共同授業）以外は、専任教員により担当されている。

観点 3-2 主体的な学習を促す取組

（観点に係る状況）

1. 学生の主体的な学習を促す取組

本法科大学院では、学生の主体的な学習を促し、教員と学生とのコミュニケーションを図るため、オフィス・アワー制度を設けている（【別添資料 7】参照）。

【別添資料 7：オフィス・アワー制度利用状況（平成 22 年度）】

（出典：法科大学院助教室資料）

また、自習室は、年末年始の数日を除き年間を通じて 24 時間利用可能とし、また、全学生に個別の指定席を割り当てている。ただし、平成 23 年度は、3 月 11 日に発生した東日本大震災の影響により、自習室の利用時間について、3 月 15 日の供用再開以降、段階的に延長を行ったものの、10 月 3 日（月）まで、午前 6 時から午後 11 時までの制限を設けた。自習室ではインターネット環境を整え、無線 LAN によるインターネット・アクセスを確保すると共に、次の表のとおり、データ・ベースと教育・教務機能を兼ね備えた“法律学教育研究支援システム（TKC）”を導入している（【資料 3-2-1】）。全ての学生に TKC の ID が割り当てられているため、学生は、TKC 上に掲載される授業の予習・復習のための課題や教材、定期試験の過去の問題、判例等のデータ・ベースに 24 時間アクセスできる。これは、効率的な双方向授業の準備、授業外での学生と教員との双方向コミュニケーション、効果的な予習・復習方法の確保といった観点において、学生指導・教育支援の質的向上を飛躍的に高めるものである。なお、TKC などを介して提示される学習のための教材は、各授業の担当教員が、市販のロースクール教材や判例・文献等を参考にしながら、十分な予習と授業後の復習のために適切な資料として作成したものである。

【資料 3-2-1：TKC 教育研究支援システム】

○TKC 教育研究支援システム

東北大学法科大学院				
TOP MENU 学生からの質問 確 信 参 照 全体のお知らせ ロー・ライブラリー ログアウト HELP				
お知らせ一覧 【TOP MENU】				
検索条件 掲載中 検 索				
●現在、掲載されているお知らせの一覧です。件名をクリックすると、お知らせの確認ができます。 ○キーワードによる検索が可能です。				
1 / 8 << 戻る 次 >>				
行	掲載日	件名	掲載者	
1	2011/08/05	し2 民事事件実務基礎 法廷傍聴(任意参加)のお知らせ NEW	中島 明宏	
2	2011/08/05	【再掲】授業及び開講水ののお知らせ(8/7(日)) NEW	南門大学法務部	
3	2011/08/04	刑事裁判官候補者のための情報提供のお知らせ NEW	富田 誠司	
4	2011/08/04	結晶の集い(8月25日)のご案内 NEW	久保野 恵美子	
5	2011/08/04	説明会自動発行機の運用停止について NEW	南門大学法務部	
6	2011/08/04	オフィス・アワー参加者の申し込み締め切り情報 NEW	南門大学法務部	
7	2011/08/03	し3 刑事裁判実習：事前課題(2)の修正について NEW	富田 誠司	
8	2011/08/03	し1 民法1 教材配布について NEW	南門大学法務部	
9	2011/08/02	被災地支援ボランティア募集(法科大学院協会から) NEW	南門大学法務部	
10	2011/08/02	し23 社会保険法 教材配布について NEW	南門大学法務部	
1 / 8 << 戻る 次 >>				

（出典：法科大学院ホームページ）

2. 単位の実質化への配慮

①授業時間外の学習時間の確保

本法科大学院では、単位の実質化を図るために、まず、授業時間外の学習時間の確保に向けて、【資料 3-2-2】の表のとおり、定期試験前に試験準備期間を設けており、また、連続講義（夏季・冬季集中講義）については、【資料 3-2-3】の表のとおり、講義終了後 1 週間以上経た時点に試験日を設けている。

【資料 3-2-2】

平成 23(2011)年度東北大学法科大学院授業日程	
授業等の区分	授業等の日程
入学式・オリエンテーション	5 月 6 日（金）
履修相談	5 月 11 日（水）
前期授業	5 月 9 日（月）～8 月 12 日（金） ※6 月 22 日（水）《創立記念日》は授業を行う ※7 月 18 日（月・祝）は授業を行う
試験準備期間	8 月 15 日（月）～8 月 16 日（火）
前期試験期間	8 月 17 日（水）～8 月 23 日（火） ※8 月 20 日（土）を予備日とする ※8 月 23 日（火）は 1 年次のみ試験を行う
夏季授業	8 月 23 日（火）～9 月 30 日（金）
後期授業Ⅰ	10 月 3 日（月）～12 月 26 日（月）
冬季休業	12 月 27 日（火）～1 月 4 日（水）
後期授業Ⅱ	1 月 5 日（木）～1 月 25 日（水）
試験準備期間	1 月 26 日（木）～1 月 27 日（金）
後期試験期間	1 月 30 日（月）～2 月 3 日（金）
学位記授与式	3 月 27 日（火）

（出典：平成 23 年度法科大学院学生便覧）

【資料 3-2-3】

集中講義の日程（平成 23 年度）					
授業科目	担当教員	日 程	備 考	試験方法	試験日時
エクスターン シップ	官澤教授	8/30（火）	事前 指導		1 講時
	佐藤教授 伊東講師 内田講師 佐々木（洋） 講師	9/5（月）～9/9（金）	各法律 事務所		
	河井講師 藤田講師 黒田講師	9/12（月）～9/16(金)			
		9/29（木）	事後 指導		3～5 講時
ヨーロッパ法 （EU 法）	中村講師	9/12（月）～9/16(金)		レポート 試験	提出期限 9/27(金)
環境法Ⅱ	大塚講師	8/23(火)・8/24(水) 9/5(月)・9/6(火)		レポート 試験	提出期限 9/16(金)
金融法	本多講師	8/23(火)～8/25(木) 9/6(火)・9/7(水)		レポート 試験	提出期限 9/23(金)
国際民事訴訟 法発展	芳賀講師	9/5（月）～9/9（金）		筆記試験	9/22(木) 10 時 30 分～ 12 時 00 分

実務労働法Ⅰ	原 講師	8/25（木）～8/31（水）		筆記試験	9/21（水） 10時30分～ 12時00分
少年法・ 刑事政策	廣瀬講師	8/29（月）～9/1（木）		筆記試験	9/21（火） 13時00分～ 14時30分

（出典：専門職大学院係資料）

②組織的な履修指導

本法科大学院では、組織的な履修指導として、入学時から教育課程の履修に専念できるよう総合履修指導（オリエンテーション）を実施している（【別添資料 8】参照）。

【別添資料 8：平成 23 年度オリエンテーション・プログラム】

（出典：専門職大学院係資料）

② 修科目登録単位数の上制限

本法科大学院では、履修科目登録単位数については、L1 年次生は必修 30 単位のほかリーガル・リサーチ 2 単位のみの計 32 単位、L2 年次生は必修 30 単位のほか 6 単位までの計 36 単位、L3 年次生は必修 10 単位のほか 34 単位までの計 44 単位を、それぞれ上限として設定している（上記【資料 2-1-2】参照）。

3. 厳格かつ公正な成績評価

本法科大学院では、次のような成績評価の基準を設け、合格者の成績については相対評価、不合格の判定（D）は絶対評価（習熟度評価）を行うことを原則とした上で、当該基準を学生及び全教員に公表し周知している（【資料 3-2-4】）ほか、定期試験、中間試験・小テスト、平常点など、成績評価の要素とその考慮割合については、各科目でシラバスに明記することとしている。

【資料 3-2-4】

- ① 成績は、筆記試験（中間試験及び期末試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む。）を総合評価して、これを行う。
- ② 筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。
 - ・事案分析解決能力
 - ・基礎的・専門的法知識の確実な理解、体系的な法的思考能力
 - ・法的な議論を説得的に表現する能力
 - ・創造的・批判的思考能力
- ③ 成績は、以下の基準による。
 - AA...90～100 点：若干名
 - A...80～89 点 :20%を上限とする。
 - B...70～79 点 :40%を標準とする(±20%)。
 - C...60～69 点 :40%を標準とする(±20%)。
 - D...59 点以下 :不合格。

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りでない。

（出典：東北大学法科大学院総合履修指導資料）

さらに、定期試験が適切に実施され、その成績評価が恣意的なものとならないよう、各担当教員に対して、定期試験の実施後、試験問題の趣旨及び一般的な採点基準に関する解説・講評、ないし、学生の答案に対する個別講評を行うように求めている。

また、成績評価が不合格であった学生に対しては、不服申し立て制度を設けている。不合格であった学生は、当該科目が再試験を行わなかった場合、成績評価について不服のある場合には、所定の期限、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、不服申し立てを行うことができる。不服申し立てがあった場合、成績評価審査委員 2 名が、担当教員に対する審尋、試験に関する採点基準及び講評

などにもとづき、担当教員の裁量権の逸脱・濫用がなかったかを判断する。最終的に、成績評価について「合格」を与えるべきであるか否かの結論について、カリキュラム等委員長は、当該学生に対して、審査結果を通知する（【別添資料 9】参照）。

このほか、「不合格」評価を受けた学生は、当該科目が再試験を行わなかった場合、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、成績評価について、担当教員による説明を、請求することができる。

【別添資料 9：「成績評価不服申立て制度」について】

（出典：専門職大学院係資料）

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

必修科目をはじめとする多数の授業科目を、1 クラス 50 名以内で実施することにより、教員と学生の質疑応答からなる双方向型授業（いわゆるソクラテス・メソッド）を行うだけでなく、法律学教育研究支援システム（TKC）を活用するなどして、授業外でも双方向型の学習支援を行っている。また、必修科目は、固定クラス、固定席による少人数教育を実現しており、高度な専門職業人である法曹の養成に相応しい密度の高い教育を実施している（観点 3-1）。

授業外の学生の主体的学習を促進するためにオフィス・アワー制度、TKC を利用した質問の受付といった複数のチャンネルを用意している。また TKC を利用した予習・復習指示、過去の定期試験問題の提供、法令や判例に関するデータ・ベースの提供、電子教材の提供など、自習のための補助手段を用意に活用できるようにしている（観点 3-2）。

以上のことを総合すると、「2 ないし 3 年間の教育課程において、法学理論と法実務の両面において優れた法曹を養成しうる教育方法をとるために、積極的に少人数・対話型双方向授業を取り入れる」という教育方法に関する目的に照らして、本法科大学院の教育方法は極めて優れたものであり、関係者の期待を大きく上回るものと判断される。

分析項目Ⅳ 学業の成果

（１）観点ごとの分析

観点４－１ 学生が身に付けた学力や資質・能力

（観点に係る状況）

１．単位取得状況

本法科大学院では、年次ごとに身につけるべき学力、資質・能力の程度を明示し、要求される水準に到達した者だけを進級させる制度（進級制）を採用しており、平成 22 年度末修入学者からは 2 年次に進級するためには、第 1 年次科目 30 単位を修得しなければならない、仮に、前記単位を修得した場合でも、第 1 年次科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満の場合には進級できない。また、3 年次に進級するためには、基幹科目 28 単位すべてを修得しなければならない、仮に、前記単位を修得した場合でも、基幹科目の成績の単位加重平均値が 65 点未満の場合には進級できない（東北大学法科大学院規程 9 条、10 条）。

平成 21 年度および 22 年度の単位習得状況は次のとおりである（【資料 4-1-1】）。

【資料 4-1-1】

平成 21 年度	L1	32～	30～	28～	26～	24～	22～	20～	25.0（単位）
	計 52 人	32 人	5 人	1 人	0 人	0 人	1 人	13 人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	24～	33.6（単位）
	計 111 人	92 人	5 人	0 人	1 人	2 人	2 人	9 人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	32～	31.5（単位）
	計 87 人	0 人	0 人	0 人	0 人	5 人	6 人	76 人	

（出典：専門職大学院係調べ）

年度	学年	取得単位数（上段）／人数（下段）							平均取得単位数
平成 22 年度	L1	32～	30～	28～	26～	24～	22～	20～	22.5（単位）
	計 31 人	17 人	2 人	0 人	0 人	0 人	1 人	11 人	
	L2	36～	34～	32～	30～	28～	26～	24～	32.7（単位）
	計 103 人	78 人	5 人	0 人	1 人	4 人	3 人	12 人	
	L3	44～	42～	40～	38～	36～	34～	32～	30.0（単位）
	計 101 人	0 人	0 人	1 人	0 人	2 人	14 人	84 人	

（出典：専門職大学院係調べ）

２．進級状況、修了・学位取得状況

平成 21 年度及び平成 22 年度の進級状況・修了・学位取得状況は次のとおりである。なお、L3 年次修了は、法科大学院修了・法務博士学位の取得を意味する（【資料 4-1-2】）。

【資料 4-1-2】

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数
平成 21 年度	L1	52	39	11
	L2	111	102	9
	L3	87	86（法務博士学位取得）	1
平成 22 年度	L1	31	24	3
	L2	103	87	14
	L3	101	98（法務博士学位取得）	3

（出典：専門職大学院係資料）

法科大学院は、進級制を採用する結果、高度専門職業人たる法曹に必要な能力と資質を各年次で修得できなかった学生は、原級留置（留年）となる。平成 22 年度未修入学者より原級留置者については、以下のように対応している。

第 1 年次の原級留置者については、成績が 65 点未満であった授業科目を全て再履修しなければならない、かつ、成績評価が 65 点以上であった授業科目を再履修することができる。また、第 2 年次に進級できなかった翌年度における第 1 年次科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。

第 2 年次の原級留置者については、単位未修得の必修授業科目を再履修させ、かつ、2 年次・3 年次配当科目の履修を認めている。また、第 3 年次に進級できなかった翌年度における基幹科目の成績の単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。

3. 資格取得状況

資格取得者数としては、本法科大学院が専門職大学院として法曹養成に特化していることから、司法試験合格者数のみが問題となる。本法科大学院の実績は【資料 4-1-3】のとおりである。

【資料 4-1-3】

修了年度	修了者数	司法試験 受験年度	司法試験 志願者数	司法試験 受験者数	短答式 合格者数	最終 合格者数
平成 17 年度	45	平成 18 年度	43	42	33	20
平成 18 年度	79	平成 19 年度	102	96	81	47
平成 19 年度	93	平成 20 年度	141	127	105	59
平成 20 年度	108	平成 21 年度	179	154	107	30
平成 21 年度	86	平成 22 年度	208	159	133	58
平成 22 年度	98	平成 23 年度	223	170	132	54

（出典：法務省ホームページ「新司法試験」より作成）

観点 4-2 学業の成果に関する学生の評価

（観点に係る状況）

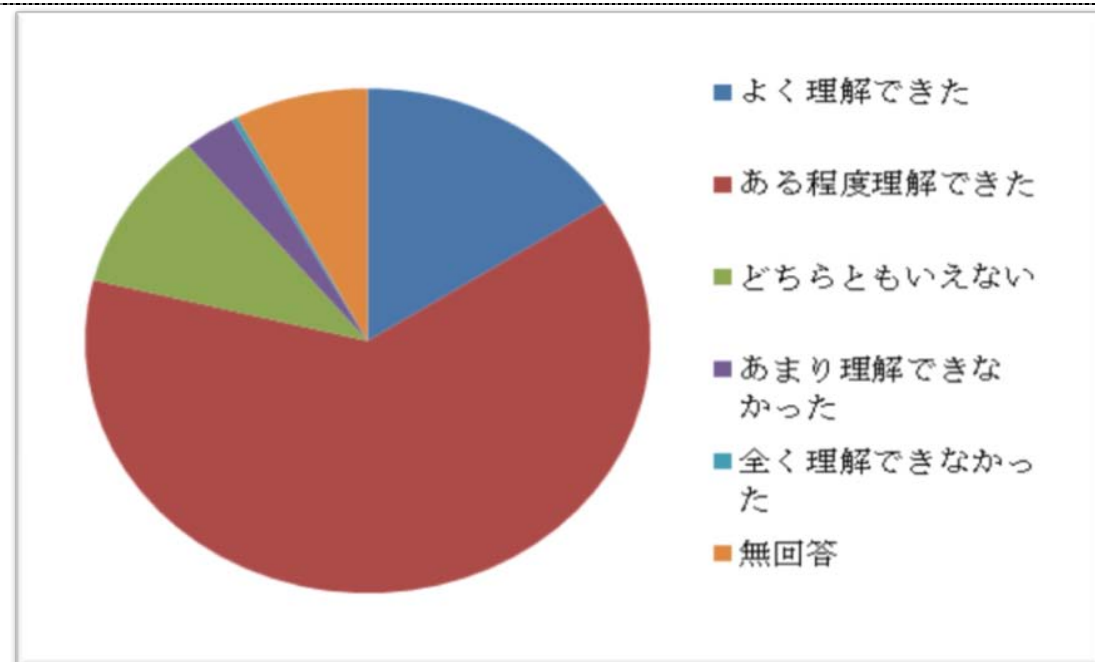
授業評価アンケートの結果

平成 21, 22 各年度に実施した授業評価アンケートの結果としては、次の表（【資料 4-2-1：授業評価アンケート集計結果】）に見られるように、アンケートの各項目に関して、肯定的な回答が多い。平成 21 年度の結果では、学生の学業の到達度を示す項目として、「この授業の内容を理解できましたか」につき、「よく理解できた」が 16%（平成 22 年度は 17%）、「ある程度理解できた」が 63%（平成 22 年度は 62%）と解答している。学生の満足度を示す項目として、「講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。」につき、「完全に達成できた」が 5%（平成 22 年度は 4%）、「ある程度達成できた」が 64%（平成 22 年度は 62%）と回答している。このように、到達度、満足度とも、肯定的回答が 66%を超えている。

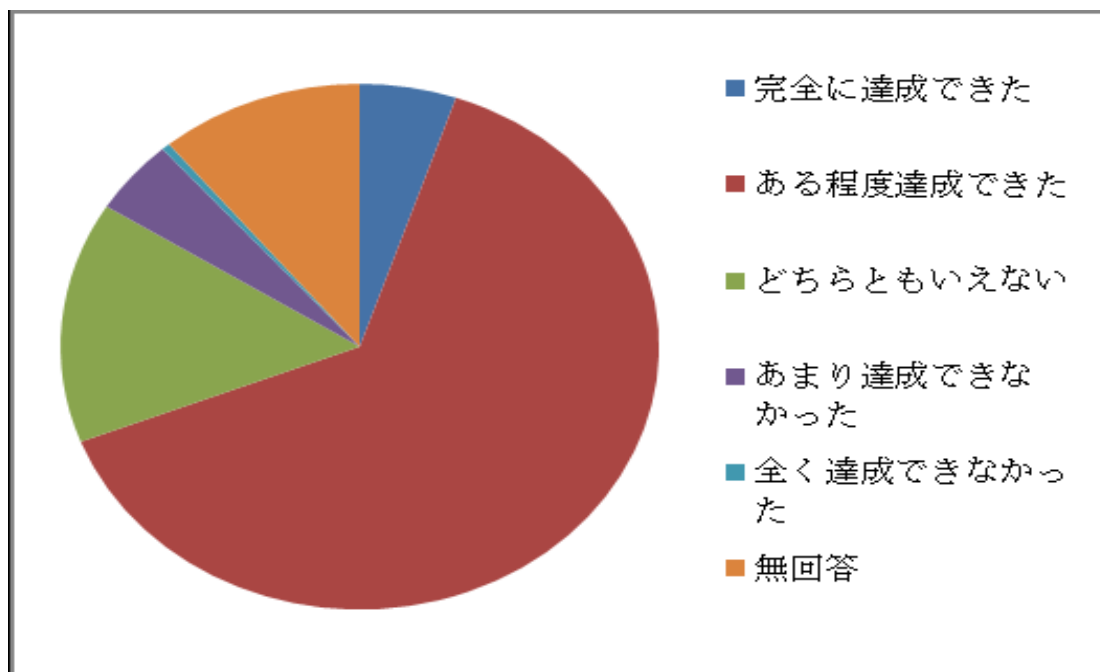
【資料 4-2-1：授業評価アンケート集計結果】

平成 21（2009）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか

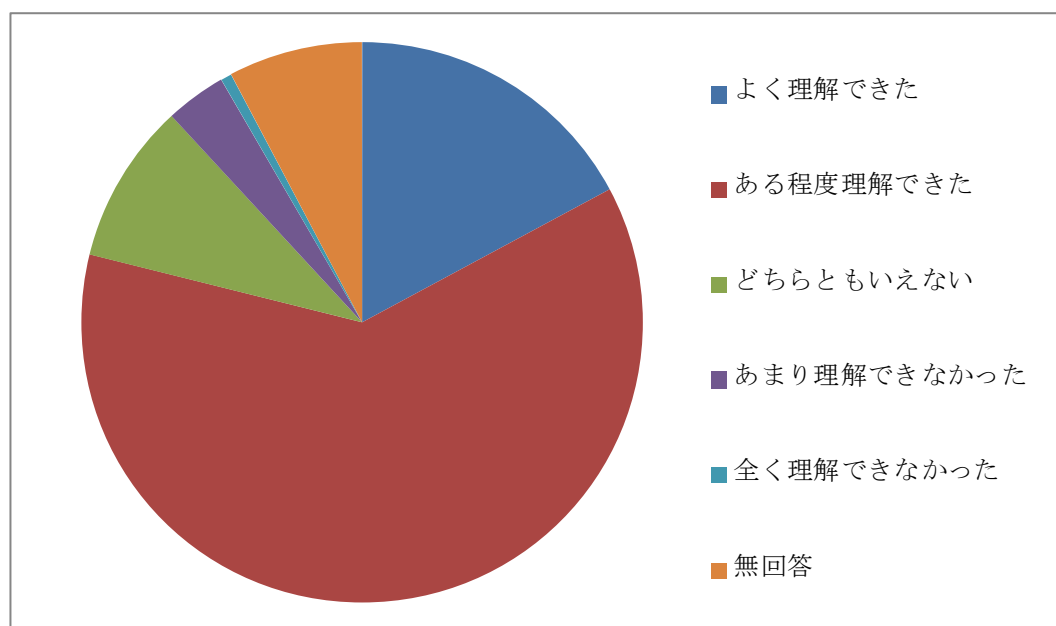


講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。

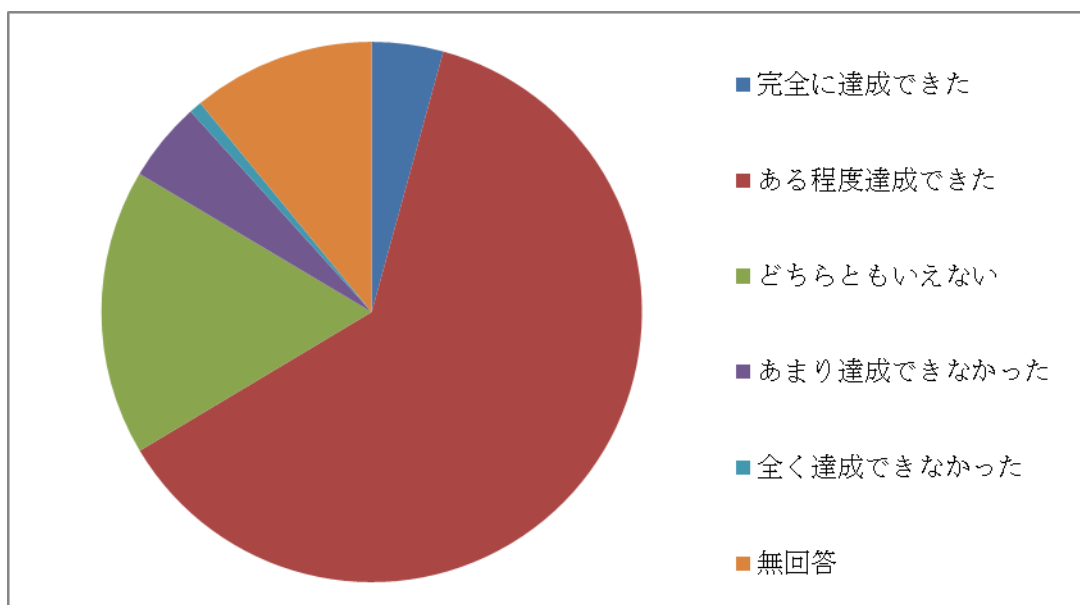


平成 22 年度（2010）年度 前後期 授業評価アンケート集計結果

この授業の内容を理解できましたか



講義要綱に示されたこの授業の目標に対するあなたの達成度はどの程度ですか。



(出典：専門職大学院係資料)

（２）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

従来の高等教育にみられない厳格な進級制を採ると同時に、成績評価基準の客観化と公表、定期試験の一般・個別講評の実施、成績評価不服申立て制度の整備により、恣意的な成績評価による進級制の空洞化を阻止し、個々の科目の成績評価を実効的なものとするにより、高度専門職業人たる法曹に必要とされる能力と資質の確保を図っている（観点 4-1）。また、学生の学業到達度・満足度も高い（観点 4-2）。いずれも、『優れた法曹』の養成」という観点に照らした場合、在学中・修了の時点において、教育の成果・効果が充分にあがっていることを示している。

以上のことを総合すると、「厳格な成績評価に基づく進級制を採用することにより、十分な資質を備えた法曹のみを輩出する」という成果面での教育目的に照らして、本法科大学院における学業の成果は極めて優れたものといえ、関係者の期待を大きく上回っていると判断される。

分析項目Ⅴ 進路・就職の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 5-1 卒業(修了)後の進路の状況

(観点に係る状況)

進路状況

本法科大学院を修了した者のうち平成 22 年新司法試験の合格者数は 58 名で全国 10 位、合格率は 36.47%で全国 11 位であった。これに対し、平成 23 年新司法試験の合格者は 54 名で全国 10 位、合格率は 31.76%で全国 9 位と合格率では昨年を上回る結果となった。

なお、本法科大学院修了者の新司法試験合格者数及び合格率を修了年度別に整理した表は、以下のとおりである（【資料 5-1 修了年度別 新司法試験合格状況】）。

【資料 5-1】

修了年度別 新司法試験合格状況

	修了者		合格者		合格者内訳												累積合格率		
	既習	未修	既習	未修	18年合格		19年合格		20年合格		21年合格		22年合格		23年合格		既習	未修	計
					既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修	既修	未修			
平成17年度修了者	45	-	29	-	20	-	5	-	4	-	0	-	0	-			64.44%	-	64.44%
平成18年度修了者	49	30	36	22	-	-	29	13	7	8	0	0	-	1	0	0	73.47%	73.33%	73.42%
平成19年度修了者	52	41	37	19	-	-	-	-	27	13	5	3	3	3	2	0	71.15%	46.34%	60.22%
平成20年度修了者	67	41	40	16	-	-	-	-	-	-	15	7	17	5	8	4	59.70%	39.02%	51.85%
平成21年度修了者	53	33	32	17	-	-	-	-	-	-	-	-	20	9	12	8	60.38%	51.52%	56.98%
平成22年度修了者	54	44	13	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	7	24.07%	15.91%	20.41%
修了者合計	320	189	187	81	20	-	34	13	38	21	20	10	40	18	35	19	58.44%	42.86%	52.65%

司法修習終了後の進路については、平成 20 年度より追跡調査を開始し、裁判官(6 名)、検察官(7 名)、仙台弁護士会所属の弁護士(40 名)については把握ができているものの、全員の把握には至っていない。この点については、平成 22 年 11 月に、法科大学院の同窓会（東北大学法学部同窓会法科大学院部会）が設立され、修了生名簿作成が検討されていることから、進路状況の把握が進むことが期待されるところである。

また、法曹以外の進路についても、上記同窓会等を通じて情報収集に努めており、以下のものを把握している。

裁判所書記官（事務官）（予定を含む） 10 名

宮城県庁 4 名

労働基準監督署 1 名

国税専門官 1 名

栃木県庁 1 名

広島県庁 1 名

宮城県警 1 名

観点 5－2 関係者からの評価

（観点に係る状況）

関係者からの評価

本法科大学院は、想定する関係者として、法曹三者を中心に考えており、【別添資料 10】のとおり、平成 19 年度に、元最高裁判事、仙台弁護士会長、仙台地検検事正らを委員として、法学研究科独自の外部評価を実施した。本法科大学院に対する評価としては、平成 19 年司法試験の合格者数 47 名および合格率 48.96%（全国平均 40.18%）について、「かなりの善戦といえるのではないか」との評価を得た（法学研究科 HP「評価結果」、総合法制専攻、p.2：URL:<http://www.law.tohoku.ac.jp/news/20080125/gaibu-hyouka.pdf>）。

本法科大学院は、平成 22 年度末の段階では、第 6 期修了生までを送り出しているが、彼らの法曹界その他社会における活躍についての評価を確認するには至っていない。

【別添資料 10：外部評価（第三者評価）実施概要

（出典：法学研究科資料）

（2）分析項目の水準及びその判断理由

（水準） 期待される水準を大きく上回る。

（判断理由）

平成 22 年度新司法試験の合格者数・合格率、平成 23 年度の新司法試験の合格者数・合格率ともに、全国 10 位前後であり、首都圏の法科大学院に学生が集中する傾向が高まる中、東北地方の法科大学院としてその存在感を十分に発揮しているといえる。

また、平成 22 年 11 月には、法科大学院の同窓会（東北大学法学部同窓会法科大学院部会）を設立し、その協力も得ながら、新司法試験合格者及び未合格の修了生の進路状況の把握に努めている。その結果、未合格者の進路として、裁判所書記官（事務官）、官公庁等、多様なものが存在することが明らかになってきている。

以上のことを総合すると、「『優れた法曹』を養成する」という基本的な教育目的に照らして、本法科大学院の進路・就職の状況は極めて優れたものといえ、関係者の期待を大きく上回っていると判断される。

Ⅲ 改善への取組状況

1 認証評価結果

第三者機関による評価を受けるために、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価（予備評価）を平成 18 年度に受審し、2 点の改善点を除き優れた評価を得た。この改善点を含め、平成 20 年度に本評価を受け、「大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している」旨の評価を得た（これについては、大学評価・学位授与機構ホームページを参照のこと。）。

http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou200903/houka/tohoku_h200903.pdf

この認証評価結果では、本法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられている。

- ① 法律実務基礎科目において、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する授業科目「民事・行政裁判演習」が開設されている。
- ② 法科大学院に学生心理相談室が設置されており、臨床心理士が配置されている。
- ③ 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が整備され、十分なスペースが確保されている。

また、この認証評価結果において、改善を要するとされた事項については、いずれも平成 20 年度において必要な対応を講じている（【別添資料 11】参照）。

【別添資料11：改善を要する点の対応状況（平成23年度法科大学院年次報告書抜粋）】

（出典：法学研究科資料）

2 新司法試験の結果

先にも見たように（観点 5-1）、本法科大学院を修了した者のうち平成 22 年新司法試験の合格者数は 58 名で全国 10 位、合格率は 36.47%と全国 9 位の位置を占めた。さらに、平成 23 年新司法試験合格者は 54 名で全国 10 位、合格率は 31.76%で全国 9 位となっている。

3 今後の課題と改善への取組状況

平成 21 年実施の新司法試験において、本法科大学院修了者の新司法試験合格者及び合格率が、それぞれ大幅に減少、低下した。この事態を受けて、法科大学院運営委員会の下に改善計画ワーキンググループを設けて、精力的な検討を行い、平成 22 年 3 月、4 つの項目について提言を得た。現在は、下記のような形で、その実現に取り組んでいる。

①教育の充実

修了者の質の確保・向上のために、第 3 年次に法律基本科目を新設して段階的・反復的な教育課程を充実させる。

開校当初、東北大学法科大学院の教育課程は、第 1 年次から第 2 年次にかけて法律基本科目（第 1 年次科目及び基幹科目）を配置し、研究者教員による教育は、第 2 年次までに行い、法律基本科目に関する基本的知識を修得したうえで、第 3 年次における実務家教員による実務的な基礎教育に備えることが予定されていた。しかしながら、履修単位数の制約もあって、第 2 年次までに、法律基本科目に関する知識や能力を習得することが非常に困難であることは、教員の間において共通認識となっていた。

平成 23 年度より、「応用憲法」ほか全 7 科目（うち 2 科目まで選択可能）を開設し、基礎的知識の定着、事案解決能力の錬成、表現力の向上を図っている。

②厳格な成績評価の徹底

進級要件を厳格化することとして、第 1 年次及び第 2 年次の法律基本科目（必修）の成績の単位加重平均値が 65 点未満の場合には進級を認めないことを中心とした制度を設け、平成 22 年度入学者から実施している。これにより、法科大学院修了生の質がより一層高まることが期待される。

③入試制度の改善

入学者の質の確保・向上のために、適性試験に係る合格最低点を導入することに加え、作題・採点に当たった教員から採点雑感を徴し、出題水準及び問題形式を点検するとともに、法科大学院における教育内容に反映させる。

前者については、適性試験実施機関による、統一的な入学最低基準点の設定開始に時期を合わせ、平成 24 年度入学者選抜から、また、後者については、平成 23 年度入学者選抜から導入している。

④FD 活動の充実

教員による相互授業参観の活用、FD 懇談会、及び FD 講演会の開催を通じて、FD 活動を定例化・活性化させる。その一環として平成 22 年度より、学生による授業評価アンケートに対する授業担当教員の所見の提出を求め、学生の視点を授業に反映させる方途を整えた。平成 23 年 9 月には、学生による授業評価アンケートやこれに対する教員の所見などを議論の素材とした FD 懇談会を開催している。

以上の東北大学法科大学院固有の問題への対応にとどまらず、法科大学院修了者の質を確保するため、平成 22 年度から入学定員を 100 名から 80 名に削減することによって、全国の法科大学院の定員の適正化に貢献することとした。これにより、入学定員は、法学既修者 55 名程度、法学未修者 25 名程度となり、とくに法学未修者について少人数教育のより一層の浸透が期待される。

これらの改善策の着実な実施と、その結果に対する弛まぬ検証が、今後の課題である。

法科大学院を取り巻く状況は年々厳しさを増しており、進路委員会を中心にして、修了生の進路・就職状況を把握するための体制を整えるとともに、法科大学院修了者の職域拡大についても、法科大学院協会と歩調を合わせて取り組む必要がある。